

第3章 取り組みの方向性

基本目標1 みんなでふれあい、支え合うまちづくり

～だれにもやさしいまちづくりがまちを活性化させる～

1. だれもがつながり、ふれあう機会の充実

地域には、元気で活動的な人もいれば、心身の健康に不安がありひきこもりがちな人もいます。元気な人だけではなく、孤独感を感じている人も含めて、地域のだれもが参加・交流でき、ゆるやかなつながりを感じることでできる地域づくりが求められています。

地域で生きがいを感じながら活動することは、介護予防にもつながります。また、地域の交流の場に参加することは、市民活動参加への第一歩となり、地域福祉の担い手づくりにつながります。

そのため、福祉だけでなく、多様な分野と協力しながら、だれもが興味を持ち、楽しみながら参加できる機会を充実します。また、市民活動団体等が主体的に参加を呼びかけることのできる情報提供体制づくりに取り組みます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 市民の交流機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none">○近隣における住民同士の声かけ・見守り活動の重要性について啓発を行います。○地域行事・イベント等を通じ、支援する人も支援を受ける人も誰もが参加できる機会をつくります。○多様な分野の団体と連携し、子どもから高齢者まで、すべての地域住民が参加・交流できる機会をつくります。 <p>(2) 交流機会等に関する情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none">○公共施設だけでなく身近な生活の場で必要な情報が届けられるよう方法を検討し、広報を強化します。○市民活動団体等が会員や市民に対して地域で参加・交流する大切さなどを伝えることができるよう、地域福祉に関する様々な講座や情報提供等を行います。

<p>市民</p>	<p>○地域でゆるやかなつながりを持てるよう、日頃から声かけやあいさつを心がけます。</p> <p>○小地域つどい・サロン、地域での趣味の仲間づくり等、地域住民同士の交流機会づくりに取り組みます。</p> <p>○地域行事・イベント等の開催にあたっては、団体同士が協力し、障害のある人等の当事者が参加できるよう、また、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できるよう配慮します。</p> <p>○市民活動団体は、積極的に情報発信に取り組み、主体的に市民の参加を呼びかけます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○障害のある人等の当事者や、子どもから高齢者まで幅広い世代が集うことのできる場づくりに協力します。</p> <p>○掲示板の設置やチラシの設置等、市民の主体的な情報発信に協力します。</p>

2. 身近な地域における支え合いネットワークづくり

地域福祉は、地域の様々な課題に対して、個人や家庭で解決する「自助」、地域で協力して解決する「共助」、行政が協力して解決する「公助」が役割分担をし、また連携して取り組むことをいいます。

近年、生活困窮者や認知症高齢者等、「自助」では解決できず、また「公助」だけでも解決できない複雑・困難な課題を抱える人が増加しており、「共助」の重要性がますます高まっています。また、地域住民の抱える課題が複雑・困難になることを防ぐためにも、「共助」は非常に重要といえます。

これまで地域福祉における「共助」は、地域住民の交流や生きがいづくりなど、「地域のつながりを広げる」活動に重きが置かれてきました。今後はこうした活動に加え、ひとり暮らし高齢者の外出支援等、より具体的な地域課題への対応が求められており、「地域のつながりを深める」活動が充実するよう、支え合いネットワークづくりを進めます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 地域コミュニティにおける支え合い活動の支援</p> <p>○ふれあい活動推進協議会をはじめ、市民主体の組織によるつながり・見守り・支え合い活動が充実し、地域の要望に応えられるよう支援します。</p>
市民	<p>○近隣における住民同士で、ごみ出し、地域行事等の日常生活を通じ、関係作りに取り組みます。</p> <p>○誰もが地域で生きづらさを感じないように、困りごとを気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。</p> <p>○困りごとを地域で受け入れられる環境づくりに取り組みます。</p> <p>○暮らしの中で起こるささいな困りごとについて、地域住民同士の助け合い・支え合い活動に取り組みます。</p>
事業者	<p>○普段の事業活動を通じ、地域と連携し関係作りに取り組みます。</p>

基本目標2 みんながいきいき参加・活動できるまちづくり

～互いの得意分野を活かしてみんなのために～

1. 市民活動の充実

三田市では、まちづくり協働センターにおいて、市民活動の総合的な支援を行うとともに、各地区の市民センターにおいても地域に応じたきめ細かな活動支援に取り組んでいます。また、福祉ボランティアの総合支援拠点として、社会福祉協議会が「ボランティア活動センター」を運営しています。

今後もこれらの拠点を活かし、市民が「参加したい」「楽しそう」と思える魅力ある活動づくりを支援します。特に、地縁型団体とテーマ型団体の連携が課題になっていることから、団体間のネットワーク化を重点的に進めます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 各種市民活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none">○活動場所の提供や活動内容に関する相談等、新規団体の設立を含め各種市民活動の支援を行います。○若者世代の参加を促す支援を行います。 <p>(2) 市民活動のコーディネート機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none">○地縁型団体やテーマ型団体間が、活動内容や目的に応じて互いに連携して活動できるよう、情報提供やコーディネート等、総合支援体制を強化します。○まちづくり協働センターや市民センター、ボランティア活動センター等、拠点間の連携強化に取り組めます。 <p>(3) 高齢社会に対する団体活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none">○団体の高齢化や担い手不足を見据え、継続性の確保や負担軽減を図るため、実情に応じて望ましいあり方を柔軟に検討できる取り組みを進めます。○高齢者世代が、福祉サービスの受け手という側面だけでなく、地域支援の支え手として必要とされていることを積極的に誘導します。

<p>市民</p>	<p>○地域行事やイベント等、身近な地域の活動に積極的に参加します。 ○まちづくり協働センターやボランティア活動センター等を活用し、関心のある市民活動に積極的に参加します。 ○市民活動団体は、市民が「参加したい」「楽しそう」と思える魅力ある活動づくりに取り組みます。 ○地縁型団体やテーマ型団体等の立場を越え、互いの得意分野を活かし、団体同士が連携しながら地域福祉活動に取り組みます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○地域を構成する一員として、事業者の強みを発揮し、地域福祉活動に関わります。</p>

2. 地域福祉活動を担う人材（財）育成

三田市では、今後高齢化が急激に進行すると予測されています。長期的な視点で安心して暮らせるまちをつくるためには、今から地域福祉の新たな担い手を育成していくことが必要です。そのためにも、市民一人ひとりが地域における様々な課題を「自分のこと」として心のひだに感じる事ができる風土づくりを着実に進めるため、福祉教育や意識啓発に取り組みます。また、市民活動や地域福祉活動に関心のある人を実際の活動につなげるための機会づくりやリーダーの養成に取り組みます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害のある人等を含むすべての人が、地域の中で生きがいやつながりを持ちながら、自分らしく生活できる環境づくりの大切さを学ぶことができるよう、学校、幼稚園、保育所等における人権・福祉教育を、体験学習も交えながら推進します。 ○学校・行政・社会福祉協議会・地域住民等が協働して、地域における支え合い活動の大切さについて、子どもが学ぶことができる機会づくりを進めます。 <p>(2) 地域福祉に関する意識啓発及び学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出前講座の開催等を通じて、地域福祉について他人事ではなく、我が事と感ぜられるよう意識啓発を行い、地域福祉計画の周知を行います。 ○若い世代や団塊の世代をはじめ、地域に関心の低い人に対し参加を呼びかけ、参画しやすい環境づくりを進めます。 ○地域に関心はあるが、仕事や勤務の関係で市民活動に参加しにくい人でも気軽に参加し、活動が継続しやすい環境づくりを進めます。 <p>(3) 地域福祉を担うリーダーの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり協働センターやボランティア活動センター等を拠点に、地域福祉活動を主体的に実践できるリーダーを養成します。

<p>市民</p>	<p>○介護や子育て等、あらゆる福祉課題はすべての人にとって身近な問題であり、支援をする側・される側どちらの立場にもなりうることを理解し、「自分のこと」として考え、「お互いさま」の気持ちを持って暮らします。</p> <p>○出前講座等に参加し、地域福祉について主体的に学習します。</p> <p>○市民活動団体は、行政等が主催する研修等を活用し、リーダーの資質向上・養成に努めます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○出前講座等に参加し、地域福祉について主体的に学習します。</p>

基本目標3 支援が必要な人を見逃さないまちづくり

～日常の備えと取り組みが災害時にも生きる～

1. 身近な地域における見守り活動の充実

高齢者や障害のある人等が住みなれた地域で孤立せずに安心して暮らすには、病気や災害等いざというときを見すえた支援体制が整うことが大切です。地域において、日頃から地域で支援が必要な人を把握し、市民の主体的な見守り活動が行われるよう支援します。

また、福祉サービス事業者をはじめ、市民の日常生活に関わりが深い事業者等との協働による見守り活動に取り組みます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 地域における見守り活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none">○地域ケア会議*を推進する等、事業者や民生委員・児童委員、市民団体等との協働により、ひとり暮らし高齢者等の見守りや日常支援活動を行います。○民生委員児童委員協議会等の活動に対し、情報提供や相談、研修の開催等の支援を行います。○ヘルプマーク*ヘルプカード*を活用するなど様々な見える化をすることにより、地域で支援が必要な人が地域で認知される方法を推進します。○地域の中で、自ら支援が必要とすることができない人を含め、支援が必要な人に必要な支援が届く仕組みを検討します。

※ 地域ケア会議

支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で暮らせるよう、その人らしさや地域とのつながりを大切にしたい個別支援を行うとともに、地域課題の発見や解決に向けて取り組むことを目的として、保健・医療・福祉等の専門機関や住民等、多様な主体が参加する会議をいう。

※ ヘルプマーク

障害や認知症など外見からは分かりにくいものの、援助や配慮が必要な方が、周囲の方たちに伝えるための手段のマーク。

※ ヘルプカード

障害や認知症など外見からは分かりにくいものの、援助や配慮が必要な方が、緊急時・災害時、日常生活の中で困った時に、助けてもらいたいことをあらかじめ記入したカード。

<p>市民</p>	<p>○近隣における住民同士で、異変や変化に気づくことができるよう、見守り活動に取り組みます。</p> <p>○病気や災害等いざという時を見据え、地域で共助できる環境づくりに取り組みます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○普段の事業活動を通じ、地域と連携し見守り活動に協力します。</p>

2. 災害等に備えたまちづくり

災害時に迅速に対応できる地域づくりのため、市民の主体的な防災活動が定期的に行われるよう支援します。また、引き続き避難行動要支援者支援制度の普及を図り、災害時に支援が必要な人の支援体制を構築します。

災害はいつ何時起こるかわからないものであり、本来その対策は日常生活とは切り離せないものといえます。とくに高齢者や障害のある人、子育て家庭、外国人等、避難行動要支援者に限らず日常で支援を必要としている人については、その支援を行っている市民や事業所と連携して災害時の支援体制を構築することが効果的であると考えられます。そのためには、隣近所の住民同士による日常のコミュニケーションや支え合いも大切になります。日常と災害時を連動させた支援のしくみづくりについて検討していきます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 防災活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○赤十字奉仕団や自主防災組織等、地域における防災活動の重要性について意識啓発を行うとともに、活動の周知を図ります。 ○地域の防災活動における自発的な取り組みや住民同士の付き合いを側面的に支援する仕組みを作ります。 <p>(2) 避難行動要支援者等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者支援制度の普及を図ります。 ○避難行動要支援者等が避難後も安心して生活できるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉避難所の機能充実を図ります。 <p>(3) 災害時を見据えた日常支援の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の状況を情報共有できる仕組みの整備を行います。 ○ヘルプマーク、ヘルプカード等、地域における防災活動に関する制度を広く一般に普及啓発を行い、災害等に備える市民を増やします。 ○災害時に、すべての市民に情報が行きわたる仕組みを研究します。

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災用品や食料品を備蓄しておく、避難所や避難経路を把握しておくなど、まずは家庭や地域で日頃から災害時に備えます。 ○赤十字奉仕団や自主防災組織等、地域における防災活動に取り組みます。 ○災害時に支援が必要な人は、避難行動要支援者支援制度の登録や、ヘルプマーク、ヘルプカードを活用する等、日頃から地域と関わりを持つよう心がけます。 ○地域では、高齢者や障害のある人、子育て家庭、外国人等、日頃から支援が必要な人を把握し、災害時を見据えた支援について話し合います。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域を構成する一員として、災害等に備えたまちづくりに関わります。 ○災害時を見据えた利用者支援のあり方について行政等と連携しながら研究します。 ○災害時には地域を守るための物質・場所・人材の提供等の協力を努めます。

基本目標 4 安心して支援が受けられるまちづくり

～だれもが自分らしく暮らせて、地域人材（財）になれるまちに～

1. 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実

地域福祉を推進するためには地域での支え合いが大切ですが、高齢者や障害のある人等、福祉サービスをはじめとする公的支援が必要な人が適切な支援を受けられるしくみをつくることは行政の責務といえます。

とくに近年、認知症高齢者や障害者手帳を持たれている方が増加していることなどを背景に、権利擁護の重要性が高まっています。自力で判断することや権利を表明することが困難な人に対し、自分らしく生きることができるよう権利擁護に取り組む総合支援体制の整備を進めます。また、権利擁護を進めるにあたっては、当事者の権利を守るだけでなく、当事者が生きがいを感じることでできる生活支援及びエンパワメントの視点を大切に、よりよい支援のあり方を検討していきます。

さらに、支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、支援が必要になったときにどこに行けばいいのかわかっておけるよう、各種制度や相談窓口に関する情報提供の充実を図ります。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 当事者の自立支援</p> <p>○利用者の生活支援及びエンパワメントを実現する支援のあり方を検討します。</p> <p>(2) 各種制度・相談窓口に関する情報提供</p> <p>○権利擁護支援及び生活困窮者自立相談支援の拠点である権利擁護・成年後見支援センターを含む、福祉サービスや相談窓口について、広報紙やパンフレット、ホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。</p> <p>○子育て情報や介護情報等、対象者に応じた効果的な情報提供を充実します。</p> <p>○同じ悩みを持つ者同士が交流できる場づくりのための情報提供をしていきます。</p> <p>○窓口で相談しに来られない人に対し相談窓口が連携し、アプローチできる仕組みを検討します。</p> <p>(3) 市民ニーズに応じた福祉サービスの充実</p> <p>○保健・福祉分野の分野別計画に基づき、市民ニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。</p>

	<p>○高齢者や障害のある人等、支援を必要とする人が住みなれた地域で暮らせるよう、福祉サービスだけでなく、インフォーマル*サービスを含んだその人らしさや地域とのつながりを大切にしたケアマネジメント*を推進します。</p>
市民	<p>○権利擁護の考え方を十分に理解し、認知症や障害のある人等の尊厳や権利、生きがいを尊重します。</p> <p>○当事者及びその家族は、権利擁護支援及び生活困窮者自立支援の相談拠点である権利擁護・成年後見支援センターを活用し適切な支援を受け、自分らしい生き方を実現します。</p> <p>○当事者及びその家族は、エンパワメントの視点を大切に、地域の中で生きがいやつながりを持ちながら生活します。</p> <p>○子育て中の保護者や介護をしている家族等は、地域で同じ悩みや経験を共有できる仲間をつくります。</p>
事業者	<p>○利用者の尊厳や権利、生きがいを尊重したサービス提供を行います。</p> <p>○権利擁護支援及び生活困窮者自立支援の相談拠点である権利擁護・成年後見支援センターと連携し、当事者の権利擁護に取り組みます。</p> <p>○事業者の強みを発揮し、当事者の自立支援に協力します。</p>

権利擁護って？

侵害されている権利を護るだけでなく、本人が望む生活・関係を、本人の気持ちや役割を引き出しながら実現する「自立」を高めていくこと（エンパワメント）、そのような思いを受け入れ、実現の支援をできる地域づくりを行う視点が大切です。

権利侵害からの “救済”

- 法律・福祉等専門職による介入支援（虐待発生時の分離・保護など）
- 消費相談窓口による支援（契約解除など）
- 成年後見制度による代理

権利侵害を“生ま ない環境づくり”

- エンパワメント支援
- 本人らしい生活実現の支援
- 本人を取り巻く人々への福祉学習

* インフォーマル

非公式の。⇔フォーマル

家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる私的な活動をいう。

* ケアマネジメント

福祉サービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動をいう。

2. 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり

地域福祉を推進するには、市民の支え合いネットワークだけでなく、「市民で解決がむずかしい問題を専門機関につなぎ、協力して解決する」、また「ひとつの専門機関では解決がむずかしい問題を複数の専門機関で協力して解決する」といったように、市民・事業者・行政等が手をつなぎ課題を解決する地域ケアシステムの構築が重要です。

特に、生活困窮者や認知症高齢者等の抱える複雑・困難な課題に対し、専門機関や各種支援拠点の連携・機能強化を図ります。また、市民や事業者との協働により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供体制の充実を図ります。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 専門機関等のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとつのサービスや制度では対応できない複雑・困難な課題については、多様な分野の相談窓口・専門機関が連携し、適切な支援を行います。 ○複雑・困難な課題に対応する専門機関等のネットワークづくりを担う専門職の確保・育成に努めます。 ○公的なサービスや制度では対応できない地域課題について、NPO 団体や市民団体、事業者等が主体のサービス開発を支援します。 ○専門機関等によるワンストップ窓口の設置を検討していきます。 <p>(2) 各種総合相談支援拠点の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護・成年後見支援センター、地域包括・高齢者支援センター、きいてネット[※]、地域子育て支援センター[※]等、総合相談支援拠点としての各支援センターの周知徹底を図るとともに、各センター間の連携を図ります。

※ きいてネット

身体・知的・精神障害及び難病患者など全ての障害のある人やその家族、またはその方の支援者などを対象とした総合相談窓口。総合福祉保健センター内に設置されている。

※ 地域子育て支援センター

親子で遊ぶ場所や子育て相談等、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点で、湊川短期大学内に設置されている。

<p>市民</p>	<p>○生活困窮等、自分だけで解決できない複雑困難な課題に直面した際は、身近な相談相手や権利擁護・成年後見支援センター等に相談します。</p>
<p>事業者</p>	<p>○医療・保健・福祉、法律に関わる事業者は、権利擁護について十分に理解し、様々な分野が協働して権利擁護に取り組めるようネットワーク化を図ります。</p> <p>○研修や情報交換等により職員や事業者の資質の向上を図るとともに、多様なニーズに対応して適切なサービスが提供できるよう努めます。</p>

3. 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らすためには、生活に必要な支援が受けられ、その人の権利が守られることが重要です。また、急速な高齢化の進展により、判断能力が十分でない人が増加すると予想されるため、判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知を図り、利用しやすい環境を整備する必要があります。

このため、成年後見制度の普及啓発を行い、制度の利用を必要とする障害のある人や認知症高齢者等の把握に努め、適切な成年後見制度の利用を進めていくことが求められています。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 成年後見制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページ、講演会などを通して、成年後見制度や権利擁護についての普及啓発を行います。 ○今後成年後見制度を利用する人が増加することが見込まれるため、ニーズを把握し、状況に応じた取り組みを進めます。 ○権利擁護相談や福祉サービスの利用に関する相談受付を行うとともに成年後見制度を利用するための必要な手続きを支援します。 ○市民後見人の育成等、制度を利用し見守りができる人材の育成に努めます。 <p>(2) 地域連携のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の権利擁護のための地域連携ネットワークの構築に努めます。 ○権利擁護の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけることや早期の段階からの相談ができるよう、窓口等の体制を整備します。 ○既存の保健・医療・福祉の支援ネットワークを活かしながら、家庭裁判所等の司法との連携を進め、成年後見制度における支援体制をつくります。 <p>(3) 審議会及び中核機関[※]の設置と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するための審議会や、全体のコーディネートを行う中核機関[※]の設置について協議・検討します。

※ 中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

市民	<p>○成年後見制度や権利擁護についての講演会に参加するなどし、制度の理解に努めます。</p> <p>○十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が十分でなくなった場合に備えて、任意後見制度[*]を利用します。</p> <p>○成年後見制度を中心とした権利擁護活動等、自分にできることに取り組み、地域人材（財）になれるよう努めます。</p>
事業者	<p>○普段の事業活動を通じ、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、専門機関へつなぎます。</p> <p>○成年後見制度の利用による適切な支援につなげるため、地域で連携するしくみづくりに協力します。</p>

成年後見制度は、認知症高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人についての権利を護る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

法定後見制度	区分	本人の判断能力
認知症や知的障害、精神障害などにより、既に判断能力が不十分であり、支援が必要な場合	後見	全くない
	保佐	著しく不十分
	補助	不十分
任意後見制度	区分	本人の判断能力
将来、認知症や病気などで判断能力が十分でなくなった時のために備えたい場合	任意後見	十分

^{*} 任意後見制度

将来、認知症や病気などで判断能力が十分でなくなった時のために、あらかじめ援助者（任意後見人）を選んでおく制度。

基本目標5 地域福祉の基盤づくり

～行政・民間の強み・弱みを補完し合う協働のしくみづくりをめざす～

1. 地域福祉のコミュニティづくり

三田市には、総合福祉保健センターやまちづくり協働センターのように、福祉やまちづくり全般に関する全市的な総合支援拠点が設置されています。加えて、地域包括・高齢者支援センターや地域子育て支援センター、市民センター等、市内各地区に支援拠点や活動拠点が設置されています。一方、こうした各拠点の圏域設定は活動内容に応じて異なっており、分野横断的に地域福祉を進めていくにあたっては、拠点間の連携や市民活動の推進等に少なからず支障がでることが懸念されています。

地域福祉を効果的に推進するため、その基盤となるコミュニティのあり方とともに、活動内容に応じた圏域のあり方についても整理・検討していきます。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) 地域福祉コミュニティのあり方についての検討</p> <ul style="list-style-type: none">○地域全体を包括する視点を持って、それぞれの圏域における地域福祉やまちづくりの拠点での活動が効率的・効果的に行われるよう、総合的に支援します。○地域福祉における課題等については、行政機関内部での連携、また地域福祉支援員との連携を図りながら、地域に密着した地域福祉活動が円滑に行われるよう支援します。○まちづくり、教育、環境等といった従来の縦割り組織の対応を見直し、地域の実情に応じた支援体制の構築を目指します。 <p>(2) 地域福祉支援室の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">○生活支援コーディネーターを地域に配備し、地域福祉の役割分担に応じた適切な支援を行います。

<p>市民</p>	<p>○地域の見守り活動等で気づいた課題については、様々な団体・機関や事業者等と話し合い、ともに解決に向けて取り組みます。</p> <p>○地域の福祉課題を解決するための地区別計画を策定し、まちづくり協議会[*]と協働する等、支え合い活動に取り組みます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○地域の見守り活動等で明らかになった課題については、様々な団体・機関や住民等と話し合い、ともに解決に向けて取り組みます。</p> <p>○地域の福祉課題を解決するため、まちづくり協議会と協働する等、支え合い活動に取り組みます。</p>

^{*} まちづくり協議会

概ね小学校区程度の区域で、様々な地域課題の解決に向け、地域内の様々な団体等が連携して取り組む組織

2. 地域福祉を進める環境づくり

すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくりを実現するには、高齢者や障害のある人等も不安や不便を感じずに生活できる地域環境を整えていく必要があります。行政が公共施設や道路環境のバリアフリー*化を進めることはもちろん、民間も含めて高齢者や障害のある人等に配慮したユニバーサルデザイン*の環境づくりを進められるよう、意識づくりに取り組みます。

また、地域福祉を推進するためには、市民の自主的な活動への積極的な協力・支援が欠かせません。とくに活動財源の確保は、市民活動において重要な課題となっています。補助金や助成金等の効果的な活用や、地域資源の開発や活用ができるよう市民主体の地域活動の方策を検討します。

◆協働の取り組み

担い手	取り組み内容
市	<p>(1) ユニバーサルデザインのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none">○公共施設や民間施設のバリアフリー化を進めます。○住民・事業者等に対し、ユニバーサルデザインについての啓発を行います。 <p>(2) 地域福祉活動を推進するための地域にある資源の開発</p> <ul style="list-style-type: none">○補助金・助成金制度等の周知や地域福祉活動への効果的な活用方法について検討します。○地域資源の開発や活用により、地域福祉プラットフォーム等の市民主体の地域福祉活動を効果的に進めていく方策を検討します。

* バリアフリー

高齢者や障害のある人などが生活していく上で障壁となる段差など、物理的な障壁の除去をいう。より広義に、障害のある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

* ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方を発展させたもので、障害の有無や年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、だれもが使いやすく、また、気持ちよく使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。また、実現させていくこと。

<p>市民</p>	<p>○市民が集う場づくりや情報発信の手法等、日常生活の様々な場面において、高齢者や障害のある人等、だれもが快適に暮らすことができるよう配慮します。</p> <p>○補助金、助成金や地域資源を効果的に活用し、地域福祉活動に取り組みます。</p> <p>○すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、高齢者や障害のある人等、様々な立場の人が積極的にまちづくりに参画します。</p>
<p>事業者</p>	<p>○情報発信の手法等、様々な事業活動を通じて、高齢者や障害のある人等が快適に暮らすことができるよう配慮します。</p>